

平成25年三条地域水道用水供給企業団議会第3回臨時会会議録

議事日程（第1号）

平成25年8月29日（木）午後2時40分開議

- 第1. 会議録署名議員の指名
- 第2. 会期の決定
- 第3. 報告
- 第4. 議第1号 三条地域水道用水供給企業団水道用水供給条例の一部改正について

本日の会議に付した事件

日程第1.

会議録署名議員の指名

日程第2.

会期の決定

日程第3.

報告

日程第4.

議第1号 三条地域水道用水供給企業団水道用水供給条例の一部改正について

出席議員 15名

1番	下村 喜作 君	2番	佐藤 和雄 君	3番	鶴巻 俊樹 君
4番	吉田進一郎 君	5番	藤田 博史 君	6番	山田 富義 君
7番	小林 誠 君	8番	野崎 正志 君	9番	森川 豊 君
10番	茂岡明与司 君	11番	関 龍雄 君	12番	佐野正三良 君
13番	熊倉 正治 君	14番	川口與志郎 君	15番	小池真一郎 君

欠席議員 なし

説明のための出席者

企業長	三条市長	國定 勇人 君
副企業長	加茂市長	小池 清彦 君
副企業長	田上町長	佐藤 邦義 君
参 与	三条市副市長	吉田 實 君
併任職員	三条市建設部主幹	川瀬 哲郎 君
併任職員	加茂市水道局長	樋口 敏晴 君
併任職員	田上町地域整備課長	土田 覚 君
事務局	事務局 長	田辺 誠 君
〃	庶務次 長	栗山 貴行 君
〃	工務次 長	猪熊 敏行 君

会議事務に従事した事務局職員

主 任 駒木根淳子 君
主 任 坂井 貴樹 君

—————* = * = * = * = * = *—————

午後 2 時 4 0 分 開会及び開議

議長（佐藤和雄君）

ただいまから平成 25 年三条地域水道用水供給企業団議会第 3 回臨時会を開会いたします。
出席全員であります。

議長（佐藤和雄君）

これより本日の会議を開きます。
議事日程を報告いたします。
本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第 1 号によって行います。
直ちに議事に入ります。

—————* = * = * = * = * = *—————

日程第 1. 会議録署名議員の指名

議長（佐藤和雄君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第 67 条の規定により、
3 番 鶴巻 俊樹さん
14 番 川口 與志郎さん
を指名いたします。

—————* = * = * = * = * = *—————

日程第 2. 会期の決定

議長（佐藤和雄君）

日程第 2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本臨時会の会期は、本日 1 日限りといたしたいと思いますが、御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤和雄君）

御異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日 1 日限りと決定いたしました。

—————* = * = * = * = * = *—————

日程第 3. 報告

議長（佐藤和雄君）

日程第 3、報告。
報告は、監査報告についてであります。監査委員から、平成 25 年 6 月分の例月出納検査の結果の報告がありましたので、あらかじめその写しをお手元に配付いたしました。

以上で報告を終わります。

—————* = * = * = * = * = *—————

日程第4. 議第1号 三条地域水道用水供給企業団水道用水供給条例の一部改正について

議長（佐藤和雄君）

日程第4、議第1号 三条地域水道用水供給企業団水道用水供給条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いいたします。企業長。

企業長（國定勇人君）

ただいま御上程をいただきました議第1号 三条地域水道用水供給企業団水道用水供給条例の一部改正について、御説明を申し上げます。

改正の趣旨といたしましては、本年第1回定例会で議決をいただきました水道料金について、見直しの基本的な考え方を踏襲しながら企業債利息など見込み額で積算していたものを、平成24年度決算額に置き換えるなど再積算を行い、企業団経営が成り立つ給水収益を確保するため、所要の改正を行うものであります。

内容としましては、附則に第2項、給水料金に係る経過措置を加え、当分の間における加茂市及び田上町の給水料金について、条例第3条の給水料金中、基本料金の75円を73円に、使用料金の21円20銭を21円30銭に、超過分の103円を98円にそれぞれ読み替えて算定するものと定めるものであります。

施行期日は、公布の日から施行するものとし、その適用につきましては、平成25年4月1日に遡り適用するものでございます。

なお、詳細につきましては、先程の議員協議会で御説明申し上げたとおりでありますので、よろしく御審議の上、御決定を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

議長（佐藤和雄君）

これより質疑を行います。川口議員。

14番（川口與志郎君）

同僚の議員から意見というか発言をするようにといわれてきましたので、しないと怒られそうですので、ちょっと簡単に2点ばかり発言させていただきます。

一つは、この1号議案に賛成の立場であります。

質問は1点目ですが、参与会のあり方の問題でありますけども、この間、新聞を見ましたら國定企業長は、参与会は不安定な要素があるというふうについておられる。新聞報道であります。その不安定なままで、前回の予算が提案された。結果としては、私は不一致だったと思います。参与会の不一致で——それは大変困ると思うんですね。この議会もだいぶ紛糾しました。帰りましたら、お前どういう立場で採決したんだといわれます。非難されます。新聞に大々的に取り上げられましたので、町民の関心も強くて、色々な見方であります。そういうような提案の仕方は、あまり例がないと思うんですが、それは今後の問題であります。が避けていただけないかということが1点目であります。

2点目は、一事不再議というものがありません。行政、司法、それから立法の世界で、尊重されなければいけない原則といわれています。今回、その一事不再議という原則から照らして見ると疑問があります。3月に色々な紛糾した議論もありますが、正式に決まりました。

それが半年もしないうちに修正という形で、今回提案されたわけであります。その経過についても良く理解しております。大変いい方向で、今回提案されたということですので、私は、賛成であります。ただ一事不再議というのは、簡単なことではありませんで、いくらいいい方向だからといって、すぐ半年もたたないうちに修正していいことにはならないと思います。だから提案する春の段階で、提案するところに問題があった。確かに提案して、しっかりと決めて決まったことは、簡単に半年位で変えるなんておかしいというふうに思いますが、その点でまた、町民から企業団は、何をやっているんだと誇るを受けないとも限りません。半年間、大変居心地が悪かったですし、これから企業団は、どうやって行くんだと大変心配しておりました。解決の方向が見えて大変良かったと思っておりますが、その1点企業長にお答えいただけたらと思います。

議長（佐藤和雄君）

企業長。

企業長（國定勇人君）

これまでのことにつきましては、私共も、内部の意思決定過程の中で、十分に議論を尽くし御提案を申し上げ、そして第1回定例会の中で、皆様方から御決議をいただいた。これについて、改めて蒸し返すまでもなからうと思ひますし、第1回定例会の中での質疑を通じてそれまでの内部の意思決定過程につきましては、つまびらかに御説明を申し上げたとおりでございます。ここで更にそれを掘り起こすということは、私は、これから先の安定的な企業団経営にあたっては、マイナスにこそはなれ、プラスになることではないということでもありますので控えさせていただきたいと思ひますが、今般こうした条例改正の提案をさせていただいたのは、共にこの水道水の安定供給を図っていくべきだという3市町、それぞれの首長の思い。それは、いつも変わることなく一致をしているところで、より安定的な解決策を模索するべきだというような中で、今般の提案に至ったということでございますので、何分御理解をいただきたいと思ひます。

一事不再議といわれるかもしれませんが、基本的には、それぞれそのタイミングそのタイミングでの議決というものは、十分尊重させていただいてるつもりでございます。国政の場におきましても、一部改正法の途中で、その一部改正法そのものを、更に一部改正をするということは、かなり常態化しているところでございますので、今回の条例改正手続きが、そもそも一事不再議に直ちにあたるといふことには、私共は、とらえていないところでございますので重ねて御理解をいただきたいと思ひます。

副企業長（小池清彦君）

私もよろしいですか。

議長（佐藤和雄君）

小池副企業長。

副企業長（小池清彦君）

今回の國定企業長さんの御高配に対しましては、心から感謝申し上げます。

また、三条市さんが大口の自治体とされまして、私共、大変に三条市さんに御厄介になっていることに対しまして、心から感謝をいたしております。いつも申し上げますが、私は、三条市の方向に足を向けて寝たことはございません。本当に感謝をいたしております。

また、今回の田上町長さんの御高配に対しまして、心から感謝をいたしております。このようなことございまして、本当に感謝いたしているところでございます。

改めまして、國定市長さんの大変な御高配に対しまして、心から感謝申し上げたいと思ひ

ます。

議長（佐藤和雄君）

以上で質疑を終了したいと思います、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤和雄君）

御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を終了いたしました。

議長（佐藤和雄君）

その場でしばらく休憩いたします。

午後 2 時 5 2 分 休憩

午後 2 時 5 2 分 再開

議長（佐藤和雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより討論を行います。

討論の通告がありませんので、以上で討論を終了いたしました。

議長（佐藤和雄君）

これより採決を行います。

本案につきましては、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤和雄君）

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

* = * = * = * = * = * = *

議長（佐藤和雄君）

以上で、提出事件のすべてを議了いたしました。よって、本日の会議を閉じ、第 3 回臨時会を閉会いたします。

午後 2 時 5 3 分 閉会

以上、会議の次第を記載し、その内容が正確であることを証し、ここに署名する。

三条地域水道用水供給企業団議会

議 長

署名議員

署名議員